証券コード 3697
2020年11月９日

株 主 各 位

東京都港区麻布台二丁目４番５号
メ ソ ニ ッ ク 39 Ｍ Ｔ ビ ル
株 式 会 社 Ｓ Ｈ Ｉ Ｆ Ｔ
代表取締役社長　丹　下　　大

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会では「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入いたしました。これにより、本総会会場にご来場いただかなくとも、株主様専用ウェブサイトにて会場の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能になりました。株主の皆様におかれましては、３頁に記載の**「株主総会インターネット参加のご案内」**をご確認の上、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、**当日のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。**

なお、本バーチャル株主総会は「参加型」で実施いたします。当日、インターネットにてご参加いただく株主様は、当日の議決権行使及びご質問等を行うことは出来かねます。事前に議決権を行使いただける場合は、お手数ながら、**後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月24日（火曜日）午後６時15分までに到着するようにご送付いただきますようお願い申し上げます。**

また、本総会においては感染拡大防止のためソーシャルディスタンスを保つべく、会場規模を大幅に縮小し、座席数を20名様に限定させていただきます。本総会会場にてご出席を希望される株主様は、４頁に記載の「**株主総会ご来場の事前登録のご案内**」をご確認の上、必ず事前に登録をお願いいたします。なお、ご来場いただきましても発熱・咳等の症状が見受けられる株主様、マスクをご着用いただけない株主様、検温にご協力いただけない株主様については入場をお断りさせていただきますので、予めご了承ください。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年11月25日（水曜日）午後１時00分
（受付開始 午後０時30分）

2. **場　　所**　東京都港区芝公園４丁目１番４号
メソニック38ＭＴビル２Ｆ
株式会社ＳＨＩＦＴ　大研修室
※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. **目的事項**
報告事項
１．第15期（2019年９月１日から2020年８月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（2019年９月１日から2020年８月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)５名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

第４号議案　資本金の額の減少の件

第５号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

第６号議案　当社の取締役、従業員及び社外協力者に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎　株主総会終了後、引き続き、株主の皆様に当社へのご理解をより深めていただくため、「事業説明会」を開催する予定です。３頁に記載のURLよりご参加いただけます。

◎　事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.shiftinc.jp/）に掲載させていただきます。

◎　今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（https://www.shiftinc.jp/）に掲載させていただきます。

～株主総会インターネット参加のご案内～

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

１．配信日時

◎ 2020年11月25日（水曜日）　午後１時～株主総会及び事業説明会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午後０時30分頃に開設予定です。

※天変地異やライブ中継を担うスタッフのコロナウイルス感染等により、ライブ中継を配信できなくなる可能性がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイトにてご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

２．視聴方法

◎ 視聴URL：https://3697.v-virtual-mtg.jp/

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願い致します（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。）

①ID：議決権行使書に記載されている「株主番号」（８桁）

②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（８月末時点）

◎ インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

また、視聴を希望される場合、事前に上記URLにて参加申し込みをお願い申し上げます。

※株主総会当日の参加申し込みも可能です。

なお、上記URLにて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。ご活用ください。

また、事業説明会についても同URLで視聴が可能です。

３．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

◎ 株主総会当日に限りお問い合わせ窓口を設置いたします。ご不明点がある方は、下記にお問い合わせください。

《ID・パスワードに関するお問い合わせ先（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）》

0120-262-545（株主総会当日の午前９時～株主総会及び事業説明会終了まで）

《配信環境等インターネット視聴に関する技術的なお問い合わせ先（株式会社ブイキューブ）》

03-4564-3825（株主総会当日の午前９時～株主総会及び事業説明会終了まで）

４．インターネット参加にかかるご留意事項

◎ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、郵送をお願いいたします。

◎ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。

◎ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

～株主総会ご来場の事前登録のご案内～

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、本年は座席数を大幅に縮小し、座席数を20名様に限定させていただくことといたしました。座席数に限りがあることから、本株主総会へのご出席は「事前登録制」とさせていただきます。以下の申込フォームからお申込みいただき、受付開始時刻以降の先着順とさせていただきます。事前登録をされずにご来場いただきました株主様につきましては、本会場へご入場いただけませんので予めご了承ください。

１．事前登録のお申込み

◎ 受付期間：2020年11月９日（月曜日）午前９時00分

～2020年11月24日（火曜日）午後６時15分

※ただし、お座席数に達し次第、事前登録の受付は終了いたします。

◎ 申し込みフォームURL：https://bit.ly/3jdUwhT

※事前登録のお申し込みの際、当社が取得した株主様の個人情報は本総会終了後14日間が経過したのちに削除いたします。当該個人情報を本総会に関する業務及び本総会において感染者が発生した場合等における感染拡大防止の目的以外に使用することはございません。

２．ご来場に際しての留意点

◎ 必ずマスクをご着用の上、ご来場ください。

◎ 当日は、受付において検温させていただき、37.3℃以上の発熱のある株主様や、体調がすぐれないようにお見受けする株主様、マスクのご着用、アルコールによる手指消毒にご協力いただけない株主様につきましては会場へのご入場をお断りさせていただきます。

◎ 会場内におきましても、体調がすぐれないようにお見受けする株主様は、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。スタッフの指示に従っていただきますようお願いいたします。

◎ 議長を含めすべての出席役員と弊社スタッフはマスクやフェイスシールドを着用させていただきます。

◎ 当日は、開催時間短縮のため、報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明等は省略させていただきますので、予め当招集ご通知をご確認願います。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当初、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しておりましたが、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界的に経済活動は停滞し、景気が急速に悪化したことから、先行きの不透明感が一層強まりました。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大防止にグループ会社一丸となって取り組んでまいりました。従業員の安心／安全を守る施策として全従業員へ毎日の検温測定と報告の徹底、全社的な在宅勤務の推奨、それに伴い案件従事者が在宅勤務を実現できるような３段階のセキュリティ体制の構築とお客様への提案活動、また出社せざるを得ない従業員等に対する「危険手当」の支給など、比較的早期から対策を講じてまいりました。

当社グループは、様々な業界のお客様にサービスを提供しているため、業績への影響は限定的なものとなっており、現時点の経済活動状況を前提とするとこの傾向は続くものと予想しております。

当社グループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、社会全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念が浸透し始めてきており、よりスピーディに実装とテストを繰り返して開発を進めるアジャイル開発や、既存のシステムを先進的な環境で新たにシステムを作り直して移転するマイグレーションの発展など、目まぐるしく市場が変化しております。

加えて、労働人口の減少と政府が掲げるデジタル改革のもと、BPM（ビジネス・プロセス・マネジメント）、AI（アーティフィシャル・インテリジェンス）、IoT（インターネット・オブ・シングス）などの推進も加速することが見込まれます。また、いわゆる「三密」回避などの新型コロナウイルス感染症防止策により、各種のネットワークやコンテンツのセキュリティレベルの見直しが図られる状況となっております。

こうした経営環境の中、当社グループでは当連結会計年度を売上高1,000億円企業に向けた、２つ目の通過点である成長戦略「SHIFT300 -シフトスリーハンドレッド-」の最終年度として位置づけ、既存顧客にむけた付加価値向上による売上規模の拡大、新たな業種の開拓、新たな採用手法の開発や採用母集団の拡大による採用力の向上を重点課題として取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は28,712,177千円（前年度比47.0%増）、営業利益は2,353,376千円（前年度比52.8%増）、経常利益は2,535,129千円（前年度比64.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,648,692千円（前年度比69.9%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①エンタープライズ市場

エンタープライズ市場では、金融業、流通業、製造業、通信業、ウェブサービス業など社会基盤を支える企業における業務システムや情報システムにおいて、ソフトウェアの品質保証に関するサービス全般を提供しております。

当連結会計年度では、前連結会計年度より特にIT投資規模が大きい通信・保険業界などの各分野を注力業界として定め取り組んだ結果、長期的な関係構築を視野に入れたプロジェクトへの参画が進み、こうした新規顧客からの売上高が徐々に増加してまいりました。この結果、当連結会計年度のエンタープライズ市場の売上高は25,994,799千円（前年度比49.6%増）、営業利益は4,448,657千円（前年度比5.0%増）となりました。

②エンターテインメント市場

エンターテインメント市場では、モバイルゲーム、ソーシャルゲーム、コンシューマゲーム等を提供する企業に向け、品質管理工程やデバック業務のアウトソーシング、カスタマーサポート業務のアウトソーシングにより、顧客ビジネスの付加価値を向上させるサービスを提供しております。

当連結会計年度では、競合との差別化を図ることによる業界内認知度の向上や、既存顧客からの売上高が増加したことにより、収益基盤の拡大を進めました。この結果、当連結会計年度のエンターテインメント市場の売上高は2,717,377千円（前年度比26.2%増）、営業利益は430,334千円（前年度比7.6%減）となりました。

＜セグメント別売上高＞

区分	2019年８月期 前連結会計年度		2020年８月期 当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
エンタープライズ市場	17,378,649	89.0	25,994,799	90.5	8,616,149	49.6
エンターテインメント市場	2,153,310	11.0	2,717,377	9.5	564,067	26.2
合計	19,531,960	100.0	28,712,177	100.0	9,180,216	47.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、451,225千円となりました。その主なものは以下のとおりであります。

当社は、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として在宅勤務を推奨しており、これに対応するため、主に工具、器具及び備品（パソコン）を取得いたしました（140,788千円）。また、業務拡大に対応するため、オフィス（東京、名古屋、福岡及び大阪）を増床いたしました。これに伴い、建物41,044千円、工具、器具及び備品99,788千円の設備投資を行っております。さらに、ソフトウェアテスト業務の効率化のために、独自に開発しているテスト支援ツール「CAT」に対して機能追加に係る開発を行っており、ソフトウェアに47,192千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、株式取得費用のため、取引金融機関３行より長期借入金2,600,000千円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年３月31日付で株式会社ナディアの全株式を新たに取得し連結子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第12期 2017年８月期	第13期 2018年８月期	第14期 2019年８月期	第15期 (当連結会計年度) 2020年８月期
売　上　高（千円）	8,174,062	12,792,680	19,531,960	28,712,177
営　業　利　益（千円）	391,479	1,200,902	1,540,613	2,353,376
経　常　利　益（千円）	440,641	1,238,510	1,544,865	2,535,129
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	208,692	368,239	970,490	1,648,692
１株当たり当期純利益（円）	14.49	25.49	65.54	104.50
総　資　産（千円）	5,330,786	6,284,898	14,975,329	19,821,109
純　資　産（千円）	2,117,752	2,506,433	8,938,053	10,781,494
１株当たり純資産額（円）	133.52	159.33	551.69	661.65

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第12期 2017年８月期	第13期 2018年８月期	第14期 2019年８月期	第15期 (当事業年度) 2020年８月期
売　上　高（千円）	5,497,499	9,602,879	14,252,453	19,484,369
営　業　利　益（千円）	189,711	810,525	1,113,467	1,552,244
経　常　利　益（千円）	192,480	814,264	1,082,126	1,649,575
当期純利益（千円）	124,695	165,458	802,878	1,191,126
１株当たり当期純利益（円）	8.66	11.45	54.22	75.50
総　資　産（千円）	4,555,814	5,295,608	13,241,944	17,274,550
純　資　産（千円）	1,916,282	2,096,613	8,273,001	9,848,671
１株当たり純資産額（円）	132.80	144.78	527.81	619.87

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しております。

① 営業展開について

総務省及び経済産業省による「2019年情報通信業基本調査」によると、わが国において主としてソフトウェア業を営む企業の売上高は15兆5,296億円と試算されております。また、IPA（独立行政法人　情報処理推進機構）が公表する「ソフトウェア開発データ白書2018-2019」によると開発工程に占めるテスト工程の割合は、約33%とされており、当社グループの対面するソフトウェアテストの市場規模は約５兆円と推定されます。

しかしながら、依然として顧客企業内においてソフトウェア開発者がテスト工程の業務を行っているのが主流であり、ソフトウェアテストのアウトソース需要は拡大傾向にあるものの、日本国内で顕在化しているアウトソース市場は小規模なものにとどまっております。

当社グループは、この潜在的な５兆円の市場に対して、既存の労働集約的なサービスではなく、仕組化・標準化されたソフトウェアテストサービスを提供することにより、顧客のニーズを喚起し、アウトソース市場を掘り起こしてきました。

さらに、エンターテインメント業界から、金融・流通業界まで、あらゆる企業へのサービス展開を目指すべく、営業体制の強化を図ってまいります。

② サービスラインナップの強化

当社グループは、独自に標準化・仕組化されたノウハウに基づきソフトウェアテストを提供しており、その対象分野は、特定の業種業態にとらわれない幅広い分野を対象としつつ、テストの対象もスマートフォン向けの小規模なアプリケーションから金融機関の基幹システムなどの大規模なものまで、規模や開発言語・手法にもとらわれない幅広いものとなっております。

今後さらに事業規模を拡大していく上では、各業界における高度な業務知識の拡充、多様化する開発手法へ対応したサービスラインナップの強化が重要な課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、プロジェクトマネージメントやコンサルティングスキルに長けた専門性が高く優秀な人材の確保、育成を進めてまいります。また、柔軟な組織体制を構築し、より専門性の高いチーム編成を行うことで、網羅的なサービスラインナップ強化を進めてまいります。

加えて、IT業界における各機能を当社グループ内に網羅的に備えることで、品質保証事業を軸に、お客様のあらゆるニーズに対応できるようになると考え、

M&A活動を積極的に推進することによる、サービスポートフォリオの拡充にも取り組んでまいります。

③　人材採用力の強化

当社グループは、それまで開発者が行ってきた検証工程を、開発者以外であっても実行できるように、作業工程の徹底的な標準化を行うことでIT人材以外の人材を採用してまいりました。また、IT業界における知識や経験の豊富な人材の採用も同時に行ってまいりました。

1,000億円企業を目指すにあたっては、上述の営業展開やサービスラインナップの強化を進めるため、各分野のスペシャリストの採用が早期に取り組むべき課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、従前の採用手法だけにとどまらず、動画面接やリファラル採用の強化等のあらゆる採用手法を積極的に取り入れ、採用体制の強化を進めてまいります。

④　海外展開

海外のソフトウェア開発市場は日本よりも大きく、また、ソフトウェアテストのアウトソース市場の顕在化も進んでおります。

そのため、当社グループにおけるサービスの海外展開は長期的な成長を実現するために取り組むべき課題であると認識しております。当社グループでは、海外子会社を設立し、日本で培ったソフトウェアテストのノウハウに基づき、コスト競争力に優れたリソースを利用したサービスの開発を進めております。こうしたサービス提供の準備が整い次第、北米などの主要なソフトウェア開発市場へ進出を図ってまいります。

⑤　企業ブランドの醸成と新規事業展開

当社グループは現在ソフトウェアテストを中心とした事業展開を図っており、標準化された高品質なサービス提供によって業務アプリケーション領域におけるソフトウェアテストのリーディングカンパニーとしての地位を確立しつつあるものと認識しております。

一方で当社グループは、「新しい価値の創造」を目指し、世界中で通用するサービスを創造することを企業理念に掲げており、品質を軸として積極的な事業展開を行い、新しい価値を創造する企業としてのブランドを醸成していくことが重要な課題であると認識しております。こうした課題に対応するため、収益の柱としてのソフトウェアテストの事業を拡大させる一方で、開発工程の上流からサービスを提供することで開発全体の品質保証を図るべく、M&A活動の積極的な推進等により領域の拡大を目指しております。加えて、これまでの事業活

動を通じて得たIT業界における「ヒト」「モノ」「カネ」に関する情報をもとに、新たなサービスの創出に取り組んでおります。「スマートな社会」の実現に向けて、既存事業の拡大と新規事業の創出に取り組むことで、なくてはならない当社グループのポジショニングを強化してまいります。

⑥　内部管理体制の強化

当社グループは、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

⑦　新型コロナウイルス感染症対策の徹底

世界的に感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症については、従業員及びその家族、お客様、パートナー様の安全と健康確保を最優先に、柔軟かつ迅速な施策を実施する必要があると考えております。

これまでに実施してきた具体的な施策としては、手洗い・うがいの徹底、マスク着用の義務化やアルコール消毒の推進、全従業員へ毎日の検温測定と報告体制の構築による体調不良の従業員の即時把握、全社的な在宅勤務の推奨とそれに伴うウェブ会議の活用、執務室エリア内の衝立の設置、案件従事者が在宅勤務を実現できるような３段階のセキュリティ体制の構築とお客様への提案活動、また出社せざるを得ない従業員等に対する「危険手当」の支給などが含まれます。

引き続き感染拡大が続いている昨今の状況下において、お客様や社員等の安全確保を最優先に、関係各所と連携し適切に対応してまいります。

⑧　アフターコロナへの対応

新型コロナウイルスを契機に、ライフスタイルや価値観、そしてIT業界に変化がもたらされることが予想されます。それらの変化に対応し、「アフターコロナ」の社会においても成長を加速させるため、当社グループはこれまでの事業ポジショニングやブランディング、従業員の働き方を見つめなおし、必要に応じて変化させていきます。

従業員の働き方としては、基本的に在宅勤務を推進する一方、コミュニケーションを目的として週一回程度の出社を奨励しています。在宅勤務を前提としたエンジニアの採用を進めつつ、従業員総会、社内広報のオンライン化などにより、柔軟な働き方の提供と帰属意識の醸成の両立を実現しています。

事業内容においては、ソフトウェアの品質保証を中核としながらも、その概念を拡大しました。従来どおりの「ソフトウェアテスト」に加え、「売れるサー

ビスづくり」にもこれまで以上に注力するようブランディングを転換しています。お客様のビジネス成功にコミットすることで、従来より取り組んできた日本のIT業界の構造変革を促しながら、アフターコロナにおける当社グループのポジショニングをより明確化してまいります。

(7) 企業集団の主要な事業内容(2020年８月31日現在)

ソフトウェアテストを中心とするソフトウェアの品質保証サービス全般

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHIFT ASIA CO., LTD.	千米ドル 500	% 100.0 (100.0)	ソフトウェアテストサービス
株式会社 SHIFT SECURITY	千円 5,000	% 65.0	ソフトウェア脆弱性診断サービス
ＡＬＨ株式会社	千円 9,000	% 100.0 (100.0)	ITソリューションサービス
株式会社システムアイ	千円 25,000	% 100.0	システムコンサルティング
株式会社ナディア (注) 2	千円 5,000	% 100.0 (100.0)	ウェブ/モバイルサイト企画・制作
株式会社エスエヌシー (注) 3	千円 50,000	% 100.0	PCリユース

(注) 1. 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合であります。
2. 2020年３月31日付で、株式を取得し、連結子会社としております。
3. 2020年４月30日付で、株式を取得し、連結子会社としております。

(9) 企業集団の主要拠点等(2020年８月31日現在)

①当社

名　　称	所　在　地
本社	東京都港区
東京オフィス	東京都港区
札幌オフィス	北海道札幌市中央区
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区・博多区
大阪オフィス	大阪府大阪市北区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区

②主要な子会社

名　　称	所　在　地
SHIFT ASIA CO., LTD.	本社：ベトナム
株式会社SHIFT SECURITY	本社：東京都港区
ALH株式会社	本社：東京都目黒区
株式会社システムアイ	本社：神奈川県横浜市西区
株式会社ナディア	本社：東京都渋谷区
株式会社エスエヌシー	本社：大阪府大阪市中央区

(10) 企業集団の使用人の状況(2020年８月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,958〔1,104〕名	＋957〔＋259〕名

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数の〔外書〕は、臨時使用人の年間平均雇用人員（１日８時間換算）を記載しております。
3. 使用人数が当連結会計年度において957名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う新規採用及び連結子会社が７社増加したためであります。

(11) 主要な借入先(2020年８月31日現在)

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三菱UFJ銀行	1,160,910 千円
株式会社みずほ銀行	1,191,594
株式会社三井住友銀行	1,820,796
株式会社横浜銀行	328,225

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　50,000,000 株

(2) 発行済株式の総数　15,940,500 株

(3) 株主数　3,656 名

(4) 上位10位の株主

株主名	持株数	持株比率
丹下大	5,781,800 株	36.27 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,619,900	10.16
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,225,400	7.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	746,600	4.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	707,280	4.44
株式会社日本カストディ銀行 (信託口９)	347,000	2.18
MSIP CLIENT SECURITIES	252,600	1.58
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	217,000	1.36
DRAPER NEXUS TECHNOLOGY PARTNERS, LP	168,200	1.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口５)	164,500	1.03

(注) 持株比率は、自己株式 (241株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式 (53,100株) は含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における新株予約権の状況

1. 新株予約権等の内容の概要

発行回次 (発行決議日)	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	発行価額	新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額	行使期間
第1回新株予約権（注）1 (2011年1月15日)	2,000個	当社普通株式 1,000,000株	無償	10円	2013年1月16日 ～2021年1月14日
第3回新株予約権（注）1 (2013年3月21日)	15個	当社普通株式 7,500株	無償	200円	2015年4月1日 ～2023年3月20日
第4回新株予約権（注）1 (2014年7月29日)	58個	当社普通株式 29,000株	無償	300円	2016年8月1日 ～2024年7月28日
第5回新株予約権（注）2 (2015年7月21日)	950個	当社普通株式 95,000株	1個当たり600円	1,201円	2015年8月10日 ～2022年8月9日
第6回新株予約権（注）3 (2016年11月30日)	300個	当社普通株式 30,000株	1個当たり550円	1,228円	2018年12月1日 ～2023年12月28日
第7回新株予約権（注）4 (2018年2月20日)	220個	当社普通株式 22,000株	1個当たり100円	4,430円	2020年12月1日 ～2025年2月28日

(注) 1 上記の第1回、第3回及び第4回各新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

i 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者として認定された者であることを要する。

ii 権利者が死亡した場合、その時をもって権利者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、権利者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。

iii その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2 上記の第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

i 新株予約権者は、2016年8月期から2018年8月期（以下、「対象期間」という。）までの監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたもの（以下、「EBITDA」という。）が、いずれかの期において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、割当てを受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。

(a) 対象期間におけるEBITDAが600百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち10%

(b) 対象期間におけるEBITDAが700百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち50%

(c) 対象期間におけるEBITDAが800百万円を超過している場合。
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権のうち100%

ii 対象期間のいずれかの期において、EBITDAが300百万円を下回った場合には、上記iに基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

iii 新株予約権者は、上記iの条件の達成時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

iv その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 上記の第6回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

i 新株予約権者は、2018年8月期から2019年8月期までの2事業年度のうちいずれかの期

において、EBITDAが1,500百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものを参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

ii 新株予約権者は、上記ｉの条件の達成時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

iii その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 上記の第７回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

ｉ 新株予約権者は、2020年８月期から2021年８月期までの２事業年度のうちいずれかの期において、EBITDAが3,000百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものを参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

iii その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 当社は2014年７月８日付で普通株式１株につき100株の株式分割を、また2015年２月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」について、この影響を考慮しております。

2. 上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

上記1.の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、以下のとおりであります。

	回次（行使価額）	行 使 期 間	個　　数	保有者数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	第１回（　10円）	2013年１月16日 ～2021年１月14日	2,000個	１名
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	第５回（1,201円）	2015年８月10日 ～2022年８月９日	350個	１名

(2)当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2020年８月31日現在)

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丹　下　　大	SHIFT GLOBAL PTE LTD Director ALH株式会社　取締役 株式会社アッション　取締役 株式会社さうなし　取締役 株式会社システムアイ　取締役
取締役副社長	松　尾　　茂	SHIFT GLOBAL PTE LTD Director 株式会社ヤマノホールディングス　社外取締役
取　締　役	小　林　元　也	株式会社SHIFT PLUS　取締役 ALH株式会社　取締役 株式会社メソドロジック　取締役 Airitech株式会社　取締役 株式会社システムアイ　取締役
取　締　役	中垣　徹二郎	Draper Nexus Venture Partners,LLC Managing Director Draper Nexus Venture PartnersⅡ,LLC Managing Director DNX VENTURE PARTNERS Ⅲ, LP Partner DJパートナーズ株式会社　代表取締役 株式会社trippiece　社外取締役 株式会社TOKYO BASE　社外取締役 株式会社イノーバ　社外取締役 株式会社UNCOVER TRUTH　社外取締役 株式会社favy 社外取締役
取　締　役	松　本　　晃	―
取　締　役 (常勤監査等委員)	三　浦　　進	―
取　締　役 (監査等委員)	佐々木　道夫	株式会社瑞光　社外取締役 東京エレクトロン株式会社　社外取締役
取　締　役 (監査等委員)	知　識　賢　治	日本交通株式会社　代表取締役社長 石井食品株式会社　社外取締役

(注) 1. 当社は2019年11月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

2. 2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、松本晃氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年11月27日をもって、佐々木道夫氏及び知識賢治氏は取締役を、三浦進氏は監査役を退任し、同日をもって新たに監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。また、同日をもって、福田譲氏は取締役を、木呂子義之氏及び松井勝之氏は監査役を退任いたしました。
4. 中垣徹二郎氏、松本晃氏、三浦進氏、佐々木道夫氏、知識賢治氏は社外取締役であります。中垣徹二郎氏、佐々木道夫氏、知識賢治氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、三浦進氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 中垣徹二郎氏、三浦進氏、佐々木道夫氏、知識賢治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
7. 松本晃氏は、2020年３月10日付で、一身上の都合により取締役を辞任いたしました。
8. 知識賢治氏は、2020年８月31日付で、重要な兼職先である日本交通株式会社　代表取締役社長を退任されました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役(監査等委員を除く)	６名	116,340千円	（うち社外３名　6,000千円）
取締役(監査等委員)	３名	34,650千円	（うち社外３名　34,650千円）
監査役	３名	4,500千円	（うち社外３名　4,500千円）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は2019年11月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役４名（うち社外１名）、監査等委員である取締役３名（うち社外３名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役２名・監査役３名、また期中で辞任をした社外取締役１名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役が１名在任しているためであります。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、報酬の総額を年額1,000百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、報酬の総額を年額50百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、2005年９月30日開催の臨時株主総会において、報酬の総額を年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況並びに発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中垣　徹二郎	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	松　本　　晃	社外取締役就任後、2020年３月10日付で辞任するまでに開催された取締役会５回のうち４回に出席し、数多くの企業への経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役（監査等委員）	三　浦　　進	社外取締役就任後開催の取締役会13回の全てに出席し、IT企業での経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、監査等委員会設置会社移行後に開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査等委員として当社並びに子会社に対しヒアリングや現場往査を適宜行い、監査等委員会に報告しております。 なお、監査等委員会設置会社移行前の期間においては、社外監査役として、当該期間に開催された取締役会２回のうち２回、監査役会２回のうち２回に出席し、IT業界における見識と経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。
社外取締役（監査等委員）	佐々木　道夫	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、監査等委員会設置会社移行後に開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 （監査等委員）	知識　賢治	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、監査等委員会設置会社移行後に開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）上記のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を７回行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定がみとめられるのは、当該取締役が、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 45,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 45,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、その解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用する「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。

b) コンプライアンス体制の構築の一環として、代表取締役社長直属のコンプライアンス委員会を設置するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

c) 監査等委員である取締役は、公正不偏な立場から当社グループの取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査等委員である取締役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見した時は、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に報告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。

d) 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査部門は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

e) 外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

f) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制

a) 当社は当社グループの多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスク管理体制を構築する。

b) 取締役会において当社グループの重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。

c) 経営会議において、各部門が情報共有等を行い、管理本部が主管となって当社グループのリスクの早期発見と未然防止に努める。

d) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社

的な対策を検討する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a) 取締役会は、法定事項の決議、グループ全体に影響を及ぼす経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

b) 各部門においては、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

a) 管理本部は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。

b) 内部監査人は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

c) 監査等委員である取締役は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。

d) 担当取締役は、当社子会社から経営状況及び取締役等の職務の執行に係る事項について、定期的に報告を受ける。

⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査等委員である取締役の指示に従うものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制

a) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に説明を求めることができる。

b) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査

等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員である取締役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

c) 監査等委員である取締役に報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a) 監査等委員である取締役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員である取締役は、会計監査を担当する公認会計士又は監査法人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査を担当する公認会計士又は監査法人に報告を求めることができる。

b) 当社は、監査等委員である取締役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求を行った場合、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 上記各体制に加え、重要な会議として取締役会（15回開催）のほか、経営会議（週１回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。また、監査等委員会（10回開催）は、監査方針や監査計画等を決定するほか、取締役の職務執行や法令遵守について監査を行っております。

② 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に１回開催し、内部統制システムの整備・運用状況、内部通報ホットラインの運用状況、コンプライアンス向上に係る施策の審議等、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。

③ 役職員のコンプライアンス意識向上のため、全役職員を対象として定期的に各種研修及びeラーニングを行い、インサイダー取引や情報漏洩の未然防止、情報セキュリティの確保等、法令遵守の周知徹底を図っております。

④ 当社グループ会社については、当社グループ取締役会等の機会を設けて当社の経営方針を共有するほか、当社の兼任役員や出向従業員等から情報を収集するなどして、子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでおります。

⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「コロナ対策本部」を設置したほか、在宅勤務の導入、全拠点へのアルコール消毒液の常置及び全役職員に対する検温記録の実施など、感染予防策の周知徹底を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**11,175,545**	**流動負債**	**5,188,178**
現金及び預金	6,524,000	買掛金	426,557
売掛金	3,837,591	一年内返済予定の長期借入金	1,012,993
たな卸資産	383,402	未払費用	1,139,466
その他	451,706	未払法人税等	482,522
貸倒引当金	△21,155	未払消費税等	995,343
固定資産	**8,645,563**	賞与引当金	131,536
有形固定資産	704,920	その他	999,759
建物	311,198	**固定負債**	**3,851,436**
工具、器具及び備品	344,173	長期借入金	3,574,651
リース資産	32,889	その他	276,784
その他	16,658	**負債合計**	**9,039,614**
無形固定資産	3,964,094	**(純資産の部)**	
のれん	3,027,209	**株主資本**	**10,387,060**
その他	936,885	資本金	63,367
投資その他の資産	3,976,548	資本剰余金	6,501,820
投資有価証券	2,918,464	利益剰余金	3,863,142
繰延税金資産	257,566	自己株式	△41,269
長期預金	102,857	**その他の包括利益累計額**	**124,743**
敷金及び保証金	595,994	その他有価証券評価差額金	133,842
その他	101,666	為替換算調整勘定	△9,098
		新株予約権	**757**
		非支配株主持分	**268,932**
		純資産合計	**10,781,494**
資産合計	**19,821,109**	**負債・純資産合計**	**19,821,109**

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		28,712,177
売上原価		19,762,042
売上総利益		8,950,134
販売費及び一般管理費		6,596,758
営業利益		2,353,376
営業外収益		
受取利息	1,036	
受取配当金	92,420	
助成金収入	90,750	
その他	14,869	199,076
営業外費用		
支払利息	10,299	
為替差損	2,374	
支払手数料	3,058	
資金調達費用	132	
その他	1,459	17,322
経常利益		2,535,129
税金等調整前当期純利益		2,535,129
法人税、住民税及び事業税	929,935	
法人税等調整額	△153,671	776,264
当期純利益		1,758,865
非支配株主に帰属する当期純利益		110,173
親会社株主に帰属する当期純利益		1,648,692

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,268,039	3,222,851	2,214,450	△50,636	8,654,704
当期変動額					
新株の発行	121,210	121,210			242,420
資本金から剰余金への振替	△3,325,881	3,325,881			－
親会社株主に帰属する当期純利益			1,648,692		1,648,692
自己株式の取得				△555	△555
自己株式の処分				9,921	9,921
連結子会社株式の取得による持分の増減		△168,122			△168,122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△3,204,671	3,278,968	1,648,692	9,366	1,732,356
当期末残高	63,367	6,501,820	3,863,142	△41,269	10,387,060

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	－	△9,283	△9,283	1,842	290,790	8,938,053
当期変動額						
新株の発行						242,420
資本金から剰余金への振替						－
親会社株主に帰属する当期純利益						1,648,692
自己株式の取得						△555
自己株式の処分						9,921
連結子会社株式の取得による持分の増減						△168,122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	133,842	185	134,027	△1,085	△21,857	111,084
当期変動額合計	133,842	185	134,027	△1,085	△21,857	1,843,440
当期末残高	133,842	△9,098	124,743	757	268,932	10,781,494

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1　連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数　　25社

(2) 主要な連結子会社の名称

SHIFT ASIA CO., LTD.
株式会社 SHIFT SECURITY
ALH株式会社
株式会社システムアイ
株式会社ナディア
株式会社エスエヌシー

2020年３月31日付で株式会社ナディアの全株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、2020年４月30日付で株式会社エスエヌシーの全株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ALH株式会社他17社については決算日が連結決算日と異なりますが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	３～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（３～５年)、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（12～14年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

主に10年の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「工具、器具及び備品」（前連結会計年度176,260千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」（前連結会計年度439,361千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」（前連結会計年度10千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1　たな卸資産の内訳

仕掛品	241,676 千円
貯蔵品	22,975
商品	118,751
合計	383,402

2　有形固定資産の減価償却累計額　661,949 千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　15,940,500株

2　配当に関する事項

該当事項はありません。

3　当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,161,500株

5. 金融商品に関する注記

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは投資計画に照らして、必要な資金を主に借入金等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等及びその他に関連する株式であり、投資先の業績変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、モニタリングしております。

長期預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、金融機関の信用性を適宜把握しております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入先ごとの残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、１年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

長期借入金は設備投資・運転資金を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されておりますが、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	6,524,000	6,524,000	－
(2) 売掛金（※１）	3,816,435	3,816,435	－
(3) 投資有価証券（※２）	2,882,489	2,882,489	
(4) 長期預金	102,857	102,866	8
(5) 敷金及び保証金	595,994	588,686	△7,308
資産計	13,921,777	13,914,477	△7,299
(6) 買掛金	426,557	426,557	－
(7) 未払費用	1,139,466	1,139,466	－
(8) 未払法人税等	482,522	482,522	－
(9) 未払消費税等	995,343	995,343	－
(10)長期借入金（※３）	4,587,644	4,594,690	7,045
負債計	7,631,534	7,638,579	7,045

※１　売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
　２　投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。
　３　１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)長期預金、(5)敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(6)買掛金、(7)未払費用、(8)未払法人税等、(9)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、

当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金(１年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額　35,975千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

6.　１株当たり情報に関する注記

１　１株当たり純資産額

661円65銭

２　１株当たり当期純利益

104円50銭

（注）「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 53,100株)。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 58,712株)。

7. 重要な後発事象に関する注記

（株式取得による子会社化）

当社は、2020年８月25日開催の取締役会において、株式会社ホープスの全株式を取得することとその前提条件の決定について代表取締役に一任することを決議し、それに基づき2020年９月７日に同社を子会社化することを決定し、同日付で同社との間で株式譲渡契約を締結しました。

１　株式取得の目的

昨今のIT市場においてERP関連の需要が高まるなか、当社グループはさらにシームレスなサービスを提供することで、お客様により高い価値を提供できると考えております。そのために当社グループがお客様のビジネス成功をさらに支援すべく、ERP関連のサービス体制の強化を目的に、ERPシステムの導入から保守にいたるまで、多様なノウハウや経験を蓄積する株式会社ホープスを子会社化することといたしました。

２　買収する会社の概要

名称	株式会社ホープス	
事業内容	企業における生産・物流の機能改善 基幹業務システムの分析と改善 情報システム設計・開発・運用業務	
事業規模	資本金	50,000千円
（2019年12月期）	純資産	974,593千円
	総資産	1,587,991千円
	売上高	5,069,843千円

３　株式取得の時期

2020年９月30日

４　取得する株式の数、取得対価及び取得後の持分比率

取得する株式の数	普通株式	1,000株
取得対価		3,050,000千円
取得後の持分比率		100％

※取引条件には、取引実行日時点の貸借対照表に基づく取得価額修正条項があり、最終的な取得価額が変化する場合があります。

５　支払資金の調達方法

自己資金

（海外募集による新株式の発行）

当社は、2020年10月22日付け開催の取締役会において、海外募集による新株式の発行を決議し、当該決議に基づき、2020年11月９日に以下のとおり当社普通株式を発行する予定です。

（１）発行する株式の種類及び数	当社普通株式 700,000株
（２）発行価格	14,642円
（３）払込金額	13,998.40円
（４）払込期日	2020年11月６日
（５）資本組入額	6,999.20円
（６）発行価格の総額	10,249,400,000円
（７）払込金額の総額	9,798,880,000円
（８）資本組入額の総額（注）	4,899,440,000円
（９）募集方法	海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法ルール144Ａに基づく適格機関投資家に対する販売に限ります。）における募集
(10) 資金の使途	2021年８月期までに①株式会社CLUTCH及び株式会社ホープスの取得に伴う、手元資金確保のために調達した短期借入金返済として3,000百万円、2023年８月期までに②将来的なM&Aを見据えた財務基盤の強化及び経営基盤安定化のため、過去のM&Aに伴う借入を含む長期借入金返済として3,000百万円、③事業拡大のための人件費及びセキュリティインフラ整備等を含めた運転資金として3,739百万円を充当する予定であります。

（注）当該資本組入額につきましては、後掲の「7.重要な後発事象に関する注記（資本金の額の減少）」に記載の、資本金の額の減少の対象とする予定であります。

(資本金の額の減少)

当社は、2020年10月19日付け開催の取締役会において、2020年11月25日開催予定の第15回定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1　資本金の額の減少の目的

今回の資本金の額の減少は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的とし、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2　資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

4,957,807,500円

(2) 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3)資本金の減少の日程

取締役会決議	2020年10月19日
定時株主総会	2020年11月25日
債権者異議申述最終日	2021年１月８日（予定）
減資の効力発生日	2021年１月９日（予定）

8. その他の注記

（企業結合等関係）

取得による企業結合

1　企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社ナディア

事業の内容　　ウェブ/モバイルサイト企画・制作

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ナディアは、ウェブ及びアプリケーション領域における、クリエイティブから販売促進・事業課題解決のコンサルテーションまで、幅広く手掛ける株式会社Nadiaが、その事業を新設分割する事により設立された会社であります。

創業時よりウェブ及びアプリケーション領域において、顧客の「UI/UX」課題解決に尽力、制作から運用まで一気通貫でのクリエイティブサービス提供実績を持つ株式会社Nadiaの事業を承継する株式会社ナディアを当社グループに迎えることで、既存サービスにさらなる高い付加価値を持たせることができると考えております。

(3) 企業結合日

2020年３月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合前から変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100％

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社ナディアの株式を100％取得したためであります。

2　連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年４月１日から2020年８月31日まで

3　被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,650,000千円
取得原価		1,650,000千円

4　主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等　　4,340千円

5　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

1,226,964千円

(2) 発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	75,555千円
固定資産	807
資産合計	76,362千円

7　のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
顧客関連資産	530,000千円	12年

8　企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	719,716千円
営業利益	177,676
親会社株主に帰属する当期純利益	94,029

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

9　株式譲渡契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計方針

(1) 条件付取得対価の内容

2022年12月期の営業利益が一定の水準を達成した場合、達成水準に応じて取得対価を追加で支払うこととなっており、取得対価1,650,000千円は変動する可能性があります。

(2) 今後の会計処理方針

追加支払が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして、取得原価を修正しのれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

（株式付与ESOP信託）

当社は、当社グループ従業員（以下、「従業員」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1　取引の概要

当社は、従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、株式付与ESOP信託を導入しております。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の業績貢献やビジネスプラン達成度に応じて、当社株式を在職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2　信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末でそれぞれ、40,525千円、53,100株であります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済・企業活動に大きな影響を与える事象であり、当社グループの事業活動にも影響を及ぼしておりますが感染拡大防止の各種政策の効果も見え始めていることから、翌連結会計年度中には緩やかに回復すると仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸 借 対 照 表

(2020年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,527,363**	**流動負債**	**3,900,393**
現金及び預金	3,333,951	買掛金	134,583
売掛金	2,815,665	一年内返済予定の長期借入金	978,569
たな卸資産	88,222	未払金	414,907
前払費用	106,711	未払費用	976,427
関係会社短期貸付金	104,996	未払法人税等	289,436
その他	94,933	未払消費税等	714,941
貸倒引当金	△17,116	その他	391,528
固定資産	**10,747,187**	**固定負債**	**3,525,485**
有形固定資産	433,854	長期借入金	3,484,960
建物	175,737	その他	40,525
工具、器具及び備品	238,159	**負債合計**	**7,425,878**
リース資産	14,144	(純資産の部)	
その他	5,813	**株主資本**	**9,714,072**
無形固定資産	172,066	資本金	63,367
ソフトウェア	161,999	資本剰余金	6,700,130
その他	10,067	資本準備金	3,374,249
投資その他の資産	10,141,265	その他資本剰余金	3,325,881
投資有価証券	2,917,964	利益剰余金	2,991,844
関係会社株式	4,555,679	その他利益剰余金	2,991,844
関係会社長期貸付金	2,064,927	繰越利益剰余金	2,991,844
繰延税金資産	100,021	自己株式	△41,269
長期預金	102,639	**評価・換算差額等**	**133,842**
敷金及び保証金	400,032	その他有価証券評価差額金	133,842
		新株予約権	**757**
		純資産合計	**9,848,671**
資産合計	**17,274,550**	**負債・純資産合計**	**17,274,550**

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,484,369**
売上原価		**13,797,212**
売上総利益		**5,687,156**
販売費及び一般管理費		**4,134,912**
営業利益		**1,552,244**
営業外収益		
受取利息	6,248	
受取配当金	92,405	
助成金収入	5,857	
その他	5,956	**110,468**
営業外費用		
支払利息	8,569	
為替差損	1,377	
支払手数料	3,058	
資金調達費用	132	**13,137**
経常利益		**1,649,575**
税引前当期純利益		**1,649,575**
法人税、住民税及び事業税	505,254	
法人税等調整額	△46,804	**458,449**
当期純利益		**1,191,126**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年９月１日から
2020年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	3,268,039	3,253,039	－	3,253,039	1,800,717	1,800,717	△50,636	8,271,159
当期変動額								
新株の発行	121,210	121,210		121,210				242,420
資本金から剰余金への振替	△3,325,881		3,325,881	3,325,881				－
当期純利益					1,191,126	1,191,126		1,191,126
自己株式の取得							△555	△555
自己株式の処分							9,921	9,921
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△3,204,671	121,210	3,325,881	3,447,091	1,191,126	1,191,126	9,366	1,442,913
当期末残高	63,367	3,374,249	3,325,881	6,700,130	2,991,844	2,991,844	△41,269	9,714,072

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	－	1,842	8,273,001
当期変動額				
新株の発行				242,420
資本金から剰余金への振替				－
当期純利益				1,191,126
自己株式の取得				△555
自己株式の処分				9,921
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	133,842	133,842	△1,085	132,757
当期変動額合計	133,842	133,842	△1,085	1,575,670
当期末残高	133,842	133,842	757	9,848,671

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づき定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

3　引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

1　有形固定資産の減価償却累計額　452,935 千円

2　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	30,664 千円
短期金銭債務	278,406 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	96,174 千円
営業取引（支出分）	1,972,756 千円
営業取引以外の取引（収入分）	9,877 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　53,341 株

上記普通株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式53,100株が含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	28,146 千円
未払費用	69,712
未払金	11,311
未払地代家賃	15,660
敷金及び保証金	18,737
減価償却超過額	6,531
投資有価証券評価損	148,169
その他	39,437
繰延税金資産小計	337,707
評価性引当額	166,907
繰延税金資産合計	170,799
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△70,778 千円
繰延税金負債合計	△70,778
繰延税金資産純額	100,021 千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社デケム	1,000千円	経営コンサルティング	直接100.0	役員の兼任資金の援助	資金の貸付	1,850,000	関係会社長期貸付金	1,850,000

(注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. １株当たり情報に関する注記

１ １株当たり純資産額
619円87銭

２ １株当たり当期純利益
75円50銭

(注)「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定

上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度53,100株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度 58,712株）。

8. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

9. その他の注記

連結注記表の「8. その他の注記」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

株式会社ＳＨＩＦＴ
取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　内　藤　哲　哉　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　南　山　智　昭　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社SHIFTの2019年９月１日から2020年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHIFT及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年10月22日開催の取締役会において、2020年11月６日を払込期日とする海外公募による新株式の発行について決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2020年10月23日

株式会社ＳＨＩＦＴ
取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　内　藤　哲　哉　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　南　山　智　昭　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社SHIFTの2019年９月１日から2020年８月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年10月22日開催の取締役会において、2020年11月６日を払込期日とする海外公募による新株式の発行について決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年９月１日から2020年８月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月23日　株式会社SHIFT　監査等委員会

監査等委員（常勤）　三浦　進　㊞

監査等委員　佐々木　道夫　㊞

監査等委員　知識　賢治　㊞

（注）１．監査等委員三浦進、佐々木道夫及び知識賢治は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

２．当社は、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2019年９月１日から2019年11月26日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　定款一部変更の件

（１）提案の理由

当社は、2020年４月９日付けの「株式会社エスエヌシーの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、PCリユースを生業の一つとする株式会社エスエヌシーを子会社化いたしました。当社グループのグループシナジー強化施策として、顧客への提供サービス拡大を目的として、新たに古物営業法に基づく許認可を取得し、定款の事業目的にその目的を追加するものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条（商号）（条文省略）	第１条（商号）（現行どおり）
第２条（目的） １.～17.　（条文省略） （新設） 18.（条文省略）	第２条（目的） １.～17.　（現行どおり） 18.　古物営業法に基づく古物商 19.（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案で取締役という。）４名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	丹下 大（たんげ まさる） （1974年９月22日生）	2000年４月　株式会社インクス（現　SOLIZE株式会社）入社 2005年９月　当社設立　代表取締役社長（現任） 2012年９月　SHIFT GLOBAL PTE LTD Director（現任） 2017年３月　ALH株式会社　取締役（現任） 2019年１月　株式会社アッション　取締役（現任） 2019年１月　株式会社さうなし　取締役（現任） 2019年３月　株式会社システムアイ　取締役（現任）	5,781,800株
2	佐々木 道夫（※ ささき みちお） （1957年３月７日生）	1982年３月　リード電気株式会社 （現 株式会社キーエンス）　入社 1999年６月　同社　取締役APSULT事業部長 兼事業推進部長 2000年12月　同社　代表取締役社長 2010年12月　同社　取締役特別顧問 2017年５月　株式会社瑞光　社外取締役（現任） 2018年６月　東京エレクトロン株式会社 社外取締役（現任） 2018年11月　当社　社外取締役 2019年11月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	－株
3	小林 元也（こばやし もとや） （1979年２月13日生）	2003年４月　株式会社インクス（現　SOLIZE株式会社）　入社 2007年４月　当社入社 2009年11月　当社　ソフトウェアテスト事業部長 2013年５月　当社　執行役員 2014年11月　当社　取締役（現任） 2015年４月　株式会社SHIFT PLUS　取締役（現任） 2017年３月　ALH株式会社　取締役（現任） 2017年８月　株式会社メソドロジック　取締役（現任） 2018年５月　Airitech株式会社　取締役（現任） 2019年３月　株式会社システムアイ　取締役（現任）	133,400株
4	村上 誠典（※ むらかみ たかふみ） （1978年８月16日生）	2003年４月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2017年７月　シニフィアン株式会社設立 代表取締役（現任） 2020年３月　ベルフェイス株式会社 社外取締役（現任）	－株
5	元谷 芙美子（※ もとや ふみこ） （1947年７月８日生）	1966年４月　福井信用金庫　入社 1971年６月　信金開発株式会社（現アパ株式会社）取締役 1980年12月　アパホテル株式会社設立　取締役 1994年２月　アパホテル株式会社　取締役社長（就任） 2015年12月　アパホールディングス株式会社設立 取締役（現任）	100株

（注）1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2021年８月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 村上誠典氏及び元谷芙美子氏は社外取締役候補者であります。
5. 村上誠典氏を社外取締役候補者とした理由は、資本市場における豊富な経験と数多くの企業のアドバイザーとしての経験をもとに、資本市場との対話力の強化とガバナンス強化推進を期待できるものと考えたためです。
6. 元谷芙美子氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般を監督いただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断したためです。
7. 村上誠典氏及び元谷芙美子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は、村上誠典氏及び元谷芙美子氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役１名は、本総会終結の時をもって辞任する予定であります。つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 中垣（なかがき）　徹二郎（てつじろう） （1973年２月２日生）	1996年４月　日本アジア投資株式会社　入社 2011年４月　同社　投資本部長 2011年４月　DFJ JAIC Venture Partners,LLC（現Draper Nexus Venture Partners, LLC）設立 Managing Director（現任） 2013年３月　DJパートナーズ株式会社設立　代表取締役（現任） 2013年12月　株式会社trippiece　社外取締役（現任） 2014年５月　株式会社STUDIOUS（現 株式会社TOKYO BASE）社外取締役（現任） 2014年９月　株式会社イノーバ　社外取締役（現任） 2014年10月　Draper Nexus Venture PartnersⅡ,LLC Managing Director （現任） 2014年11月　当社　社外取締役（現任） 2016年９月　株式会社UNCOVER TRUTH　社外取締役（現任） 2018年４月　株式会社favy 社外取締役（現任） 2018年８月　NEX VENTURE PARTNERS Ⅲ, LP（現DNX VENTURE PARTNERS Ⅲ, LP）設立 Partner（現任）	－株

（注）1. ※印は、新任候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2022年８月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
3. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 中垣徹二郎氏は社外取締役候補者であります。
5. 中垣徹二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、シリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルのManaging Partnerで、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後当社が、国内外において成長していくにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待できるものと考えたためです。また、中垣徹二郎氏が社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
6. 当社は、中垣徹二郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は、中垣徹二郎氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
8. 辞任する監査等委員である取締役は佐々木道夫氏であり、佐々木氏は第２号議案の取締役の候補者として選任のお願いをしております。

第４号議案　資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

（１）減少する資本金の額
4,957,807,500円

（２）資本の額の減少が効力を生ずる日
2021年１月９日

第５号議案　取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

Ⅰ　提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社取締役の企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

Ⅱ　議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

１．ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第１項に基づき、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する金銭報酬として、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額の枠内にて、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内（社外取締役分を除く）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権１個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は４名（うち、社外取締役１名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち、社外取締役２名）となります。

２．報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（１）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限は、60個とする。

なお、各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は6,000株とし、下記（３）により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に当該新株予約権の数を乗じた数とする。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権１個当たりの目的である株式の種類及び数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式によ

り調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（３）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック･ショールズ･モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

割当日から１年を経過した日から割当日後３年を経過する日までとする。

（６）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（８）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員その他取締役会が別途定める地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

（９）新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割について

の分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（８）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第６号議案　当社の取締役、従業員及び社外協力者に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

Ⅰ．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、従業員及び社外協力者に対して、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるインセンティブを付与し、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、本新株予約権を発行するものであります。

Ⅱ．新株予約権の割当対象者

当社の取締役、従業員及び社外協力者

Ⅲ．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限並びに払込みに関する事項

１．新株予約権の数

100個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式10,000株を上限とし、下記３．（１）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の

数を乗じた数とする。

2．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、本新株予約権の割当てを受ける者は、本新株予約権の払込金額の払込みに代えて当社に対して有する金銭債権を相殺することができる。

3．新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、割当日から１年を経過した日から割当日後３年を経過する日までとする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認

を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員あるいはアドバイザーまたは顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の取得に関する事項

（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

５．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．（１）に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記４に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

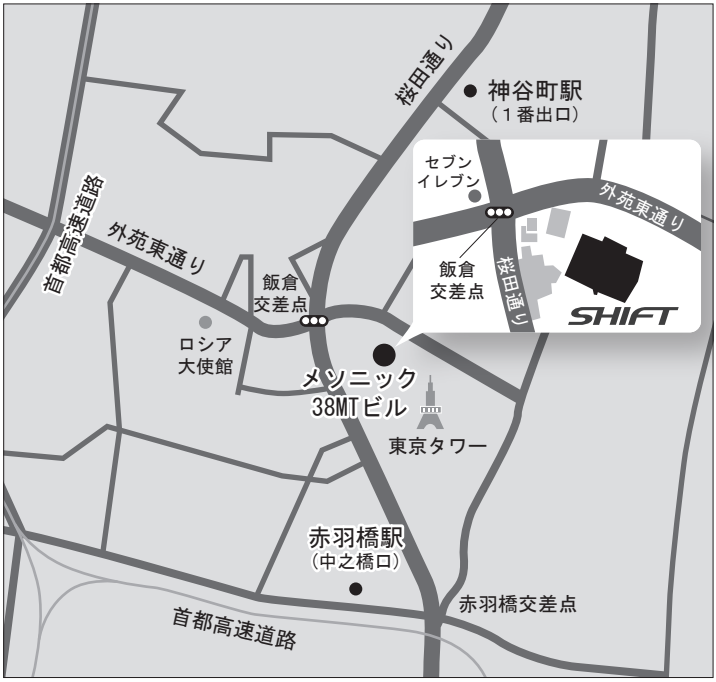
７．新株予約権に関するその他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区芝公園４丁目１番４号
メソニック38MTビル２階
株式会社SHIFT　大研修室



会場最寄駅
東京メトロ　日比谷線　「神谷町」駅１番出口より徒歩５分
都営地下鉄　大江戸線　「赤羽橋」駅中之橋口より徒歩７分

※事前登録いただいた株主様のみご入場いただけますので、受付開始の午後０時30分より前にご来場いただくことはお控えください。
※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。
※株主総会終了後「事業説明会」を開催を予定しております。